

岩手県告示第518号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成25年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成25年6月27日

2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

(2) 名称 野田村

3 埋立区域

(1) 位置 九戸郡野田村大字玉川第4地割字玉川74番1、75番1、106番及び104番78の地先水面

(2) 区域 別紙図面のとおり

(3) 面積 3,950.70平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成9年3月3日岩手県指令漁港第584号

5 埋立地の所在市町村 野田村

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び県北広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。